

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気・ガス料金の 特別措置延長について

秋暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の電力サービスを御利用いただきまして心より御礼申し上げます。

さてこの度、電力供給元である株式会社イーセルが、経済産業省資源エネルギー庁による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下「本施策」）へ申請したことに伴い、富永商事(株)(以下「当社」)でもお客様の対象期間内における電気料金より値引きを実施いたします。

本施策の期間延長が経済産業省資源エネルギー庁より発表され、株式会社イーセルが延長の申請を行ったため、当社においてもお客様の対象期間内における電気料金の値引きを延長いたします。

1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要

- ・2022年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれた、電気料金や都市ガスの負担緩和策です。
- ・2023年2月検針分から国が定める値引き単価に基づき、各小売り事業者などを通じて、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、急激な料金の上昇によって影響を受ける家庭・企業などに支援を実施する事業となります。
- ・本施策におけるお客様からのお手続き、お申込みは不要です。

詳細は資源エネルギー庁が公開しております特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

2. 延長となる値引き対象期間

2023年11月検針分から2024年1月検針分

3. 対象となるお客様

株式会社イーセルから低圧の電気の供給を受けているお客様

本施策のガスとは都市ガスのお客様が対象であり、プロパンガスのお客様のガス料金については対象外となります。

4. 延長期間の値引き単価

電源調整調達単価より、3.5 円/kWh(税込)を値引きいたします。

5. 本施策におけるお客様の 1 か月の値引き額

(低圧)モデルケース(月間使用量 300kWh)のお客様の場合・・・1,050 円/月の値引きになります。

6. その他

電気・ガス価格激変緩和対策事業において内容の変更があった場合、当社における本施策の内容も変更させていただきます場合がございます。予めご了承ください。

富永商事株式会社

電話番号：082-823-2196（ガイダンス 2 番）

【 受付時間 平日 9:00-17:00 】

メールアドレス：エルピージー lp_g@tominaga-shouji.co.jp

ホームページ：<http://tominaga-shouji.co.jp>